

ご来賓 (敬称略・順不同)

佐賀県知事
衆議院議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
唐津市長
神埼市長
全国保険医団体連合会理事、福岡県歯科保険医協会副会長
福岡県保険医協会 会長
長崎県保険医協会 会長
佐賀中央法律事務所 弁護士
大樹生命保険株式会社 佐賀支社長
日本生命保険相互会社佐賀支社 市場振興部長
日本生命保険相互会社本店公務部
佐賀県医療労働組合連合会
障害者の生活と権利を守る佐賀県連絡協議会

(代理) 山口 祥義
古川 康
江口 善紀
酒井 幸盛
徳光 清孝
西久保弘克
藤崎 輝樹
宮原 真一
峰 達郎
實松 尊徳
杉山 正隆
林 裕章
本田 孝也
古賀 大輝
村上 優
松本 綱三
陣内 隆夫
山口 一秀
間島 恵子

祝電・メッセージ等 (敬称略・順不同)

衆議院議員
参議院議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀県議会議員
佐賀市長
伊万里市長
嬉野市長
鹿島市長
有田町長
玄海町長
みやき町長
吉野ヶ里町長
自由民主党佐賀県支部連合会 会長
日本共産党佐賀県委員会 委員長
唐津東松浦医師会 会長
鳥栖三養基医師会 会長
桂労務社会保険総合事務所 社会保険労務士
笹田税理士事務所 所長 税理士
鳥栖三養基・神埼地区労働組合協議会
新日本婦人の会佐賀県本部 会長
株式会社富士レントゲン
この他、全国の保険医協会・医会からいただきました

古川 康
福岡 資麿
一ノ瀬裕子
坂口 祐樹
中本 正一
桃崎 祐介
八谷 克幸
坂井 英隆
深浦 弘信
山口 卓也
松尾 勝利
鷲尾 佳英
日高 大助
岡 毅
伊東 健吾
古川 康
上村 泰稔
腹巻 信也
原田 良策
桂 好志郎
笹田 毅
原 秀親
古川みどり
福田 一昭



講演会は追加席を設け盛会だった



懇親会

市民公開講演会後の懇親会は43人の参加がありました。中山利治会長のあいさつの後、古賀俊六理事の音頭で乾杯があり懇親会が始まりました。講演会の講師の大串博志氏のごあいさつを皮切りに、来賓の方々よりひとことごあいさつを賜りました。今回の総会をもって常任理事を退任された、野田芳隆顧問と山口宏和顧問よりお言葉をいただきました。また、この度新たに役員に就任された矢ヶ部伸也理事より一言ごあいさつをいただきました。その後共済表彰式を行いました。当協会の3つの共済制度(保険医年金、休業保障、グループ生命保険)は、普及活動を生命保険会社の皆さまにご協力いただいております。その中で特に成績優秀な職員の方を表彰しました。表彰後は今村洋一常任理事の司会で抽選大会を行いました。最後に野田顧問より閉会のあいさつをいただきました。懇親会は盛会のうちに無事お開きとなりました。ご参加いただいた皆さまに改めてお礼申し上げます。(事務局)

佐賀県保険医協会 役員一覽														
2026年九月十五日現在														
顧問(常任理事)														
藤戸 好典	鳥栖市	医科	中山 利浩	佐賀市	医科	新井 良一	嬉野市	医科	猪口 寛	みやき町	医科	今村 洋一	みやき町	医科
会長														
梅津健太郎	多久市	医科	古賀 聖祥	神埼市	医科	進 武彦	佐賀市	医科	千葉 研介	佐賀市	医科	中島 雅典	唐津市	医科
副会長														
藤瀬 恭平	佐賀市	医科	市丸 英二	鳥栖市	医科	江頭 泰博	佐賀市	医科	古賀 俊六	太良町	医科	古賀 俊六	太良町	医科
常任理事														
南里 正晴	佐賀市	医科	橋村 隆	唐津市	医科	古庄 龍央	鹿島市	医科	峰松 慶太	佐賀市	医科	武藤 浩平	佐賀市	医科
矢ヶ部 伸也	佐賀市	医科	愛野 浩生	多久市	医科	上松 誠八郎	鳥栖市	医科	田中 裕幸	武雄市	医科	野田 芳隆	鳥栖市	医科
山口 宏和	佐賀市	医科	山口 宏和	佐賀市	医科	山口 宏和	佐賀市	医科	山口 宏和	佐賀市	医科	山口 宏和	佐賀市	医科

新理事紹介



武藤 浩平 理事

佐賀市内で内科・脳神経内科を中心に診療を行っております。武藤浩平(むとうこうへい)と申します。中国で10年ほど研鑽を積み、一昨年に帰郷してからは父と共に地域診療に携わっております。佐賀に戻って間もない私に温かいご指導をくださった本会の皆さまには、心より感謝申し上げます。この度理事をお引き受けすることになりました。先生方に学びながら、微力ながら皆様のお役に立てるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



矢ヶ部 伸也 理事

佐賀市内で開業しております矢ヶ部伸也です。この度佐賀県保険医協会の理事に就任いたしました。当院は父が開業してから50年になりました。現在ばかりつけ医と在宅医療の2つの柱で運営しております。保険医協会理事として、お役に立てるよういろいろと学びたいと考えています。ご指導・鞭撻よろしく願いたします。

令和8年熊本地震

7月28日(火)16時27分に熊本県を震源とする地震が発生しました。熊本県宇城市や氷川町では震度7を記録し、佐賀県内においても白石町では震度5弱を記録しました。以下、熊本県保険医新聞に掲載された地震に関する記事を一部抜粋します。

この度の地震では宇城・八代地区を中心に甚大な被害をもたらしています。発災直後に報告を受けて被害が大きいと思われる会員医療機関には事務局が訪問し、被害状況を確認してまいりました。診療所の天井が大きく崩落していたり、大きな揺れによって医療機器が転倒・破損したりするなど、復旧には時間を要する状況を確認しています。

当会でも熊本地震への救援基金を行っております。集まった支援金は被災医療機関へのお見舞いとして現地へお送りいたします。詳細は1面「熊本地震基金にご協力ください」をご確認ください。以下、熊本県保険医協会よりご提供いただいた被災医療機関等の写真を一部掲載いたします。

(事務局)

わたしの主張

言葉ンことば書いてみたとよ方言

灯火親しむの候となりました。
松尾芭蕉の俳句に秋を詠んだ有名な二句があります。
物言えは 唇寒し 秋の風
秋深き 隣は何をする人ぞ
そこで私はこの二句を少しもじって
物言えは 心も寒し 秋の風
秋深き そなたは何を言う人ぞ
*医科二題(つい最近) 腎臓専門医・腎機能が少し低下の70歳代男性の紹介患者に開口一番「あんたは何歳まで生きたいの?」と。腎機能と寿命の関係を意図しての間診だと患者をフォローするも患者の心はすでに寒し。その後受診せず。
循環器専門医・心筋梗塞のステント手術を

受けて5年半経過した70歳代男性患者の基準値内のLDL数値を見て「2桁台に落とさないと死にますよ」他に言い方はないの? でも患者のための親心? と思えば寒さは少しは和らぐかも。
*歯科二題(ひと昔前) 中年女性患者者「奥歯だけど見え金属が目立たないように」
歯科医「丈夫なのは保険外で、この方法だと〇万円かかります」
患者「高い! それじゃ歯は治ってメシが食えん」の台詞。
歯科医の心よりも、患者の台詞が歯科的に

そして後日の義歯装着後、帰り際に「アンタ達ハイシヤは給料の安い私達を食いものにして!」と捨て台詞。
これは歯科医にとつてもこたえた寒さ。以来、この歯科医は保険外のしくみ(半分は税金

金、年取にに応じて税金の還付あり、技工代は特別料金、までも説明することに。
*ワンちゃん二題(この頃) 散歩中のワンちゃんにオヤツをあげるとワンちゃんだけでなく飼

ちゃん、先礼・よね。何でも見境なく食べるワンちゃんと解釈されました。褒めたつもりが、寒さと反省の念を覚えました。
オヤツに縁のないワンちゃんに人の散歩を伴するワンちゃんを喜ばせようとオヤツをあげたが、尻尾を振って寄ってくるようになりまし

目の朝、知人曰く「もうやらんでください、癖になりますから。こいつ、鮮やかな食を過っています。アレギーに縁のないワンちゃん「〇〇くんは何でも食べられるもんねえ」と言ったら飼主さん曰く「〇〇

言葉とは「言」の「葉」つばと書きます。一度落ちてしまった「葉つば」は二度と木にくっ付けることはできません。(監事 上松 誠八郎)



2025年度 新規個別指導における指摘事項等(佐賀県・医科)

※ 九州厚生局から開示された資料(2025年4月～2026年3月までに発出された新規個別指導結果通知13件)を基にまとめている。
※ 記載している「1.」「(1)」等の番号は、保険医協会では便宜的に記載したもの。医科の個別指導における指摘事項等は来月以降に掲載予定。

【保険診療等に関する事項】

1. 診療録

- (1) 診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと(特に、症状、所見、治療計画等について記載内容の充実を図ること)。
 - ① 診療録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
医師が自分自身の診療録に自ら記載しているため、他の医師の診察を受けたことを確認できない。いわゆる自己診療は認められていないため、診療を受ける医師は本人とは別の医師の診療に基づいて検査・投薬・注射等を受けた場合にのみ保険請求できるように留意すること。
 - ② 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
診療録について
ア 診察所見の記載が画一的である。
イ 初診時の所見の記載が乏しい。
- (2) 診療録への記載について、誤りが認められたので改めること。
診療行為名

2. 傷病名

- (1) 傷病名は診療録への必要記載事項であるので、正確に記載すること。
 - ① 診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。
ビタミンB6欠乏症
 - ② 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。
ア 傷病名の転写の記載がない。
イ 傷病名の転写の記載が誤っている。
 - ③ 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。
ア 医学的に妥当とは考えられない傷病名
低ナトリウム血症
イ 次の記載がない傷病名
詳細な傷病名
経口摂取不能であることがわかる詳細な傷病名
 - ④ 傷病名を適切に整理していない例が認められたので改めること。
ア 長期にわたる疾患等の傷病名
じんま疹
イ 重複して付与している、又は類似の傷病名
(A)「非アルコール性脂肪肝」と「脂肪肝」
(B)「高脂血症」と「高コレステロール血症」
(C)「脂質異常症」と「高LDL血症」
(D)「耐糖能異常」と「2型糖尿病」
(E)「脂質異常症」と「高コレステロール血症」
ウ 傷病名の整理が不適切な例
(A)急性胃炎
(B)発熱
 - ⑤ 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。
医学的に妥当とは考えられない傷病名
癌
 - ⑥ 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名(いわゆるレセプト病名)が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。
ア ノベルジン錠50mgの投与に際して付与した「亜鉛欠乏症」
イ 肺炎の予防投与に際して付与した「ニューモシスチス肺炎」

3. 基本診療料等

- (1) 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
加算等
 - ① 外来管理加算
患者からの聴取事項や診察所見の要点について、診療録への記載がない又は不十分である。
 - ② 機能強化加算
必要な服薬管理を行ったことについて診療録に記載がない。

4. 医学管理等

- (1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について、診療録への記載がない。
- (2) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 悪性腫瘍特異物質治療管理料
腫瘍マーカー検査の結果及び、治療計画の要点について、診療録への記載がない。
 - ② 小児特定疾患カウンセリング料「イ」
カウンセリング内容について診療録への記載が不十分である。
 - ③ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
説明内容の要点について、診療録への記載が不十分である。
- (3) 診療情報提供料(Ⅰ)について、次の不適切な例が認められたので改めること。
交付した文書の写しを診療録に添付していない。

5. 在宅医療

- (1) 在宅患者診療・指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 往診料
診療録に往診の必要性等、根拠となる記録の記載が不十分である。
 - ② 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)
訪問診療を行った日における診療場所及び診療時間(開始時刻及び終了時刻)について、診療録に記載がない。
- (2) 在宅療養指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
在宅自己注射指導管理料
当該在宅療養を指示した根拠、指示事項及び指導内容の要点について、診療録への記載がない。

6. 検査・画像診断・病理診断

- (1) 検査について、次の不適切な実施例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に検査の結果及び所見についての記載がない。
細菌薬剤感受性検査
 - ② 腫瘍マーカー
診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者以外の者に対して算定している。

7. 処置

- (1) 処置については、適宜、医学的な必要性、有効性の評価を行い、長期に漫然と実施しないように留意すること。
 - ① 創傷処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
処置を実施したことについて診療録等への記載が不十分である。
 - ② 消炎鎮痛等処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
ア 医師の指示及び実施内容について、診療録への記載がない。
イ 実施内容について診療録への記載が不十分である。

8. 精神科専門療法

- (1) 通院精神療法について、次の不適切な例が認められたので改めること。
診療の要点について、診療録への記載が不十分(画一的な内容を含む)である。

【管理・請求事務・施設基準に係る事項】

1. 診療報酬明細書の記載等

- (1) 診療報酬の請求に当たっては、医師と請求事務担当者が連携を図り、適正な保険請求を行うこと。また、診療報酬明細書を審査支払機関に提出する前に、医師自ら点検を十分行うこと。
診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。(転帰)

2. 診療録等

- (1) 電子的に保存している記録の管理・運用について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない。
ア 代行入力を認める業務について、運用管理規程に定めていない。
イ IDやアクセス権限について、医療情報システムの利用用途とアクセス範囲、アクセス権限等のリスク評価に基づいた正しい付与が行われていない。
ウ 職員に対し個人情報等の安全管理に関する教育訓練を、採用時及び定期的に行っていない。

3. 保険外負担等

- (1) 保険外負担等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
実費徴収に当たって患者、家族に十分な説明を行い、同意を得ていない。
(徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書への署名)

4. 一部負担金等

- (1) 一部負担金の受領について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
受領すべき者から受領していない。(従業員)

5. 掲示・届出事項等

- (1) 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - ① 施設基準に関する事項を掲示していない。
 - ② 施設基準に関する事項の掲示が誤っている。
 - ③ 保険外負担に関する事項を掲示していない。
 - ④ 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
 - ⑤ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
 - ⑥ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口で明細書の交付を希望しない場合の掲示がなく、患者の意向が確認できない。
- (2) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに九州厚生局佐賀事務所に届出ること。
 - ① 診療時間及び診療日(年末年始)の変更
 - ② 診療日(年末の休診日)の変更

2026年度 保団連研究・学術活動交流会

口内フローラと全身疾患の関係から
医科歯科連携について考える

7月5日(日) 東京・新宿農協会館の保団連会議室で、2026年度保団連研究・学術活動交流会が開催されました。会場参加は16協会、WEB参加は6協会、佐賀協会からは私と事務局が参加しました。

片頭痛誘発因子などを話されまし。

次に、「2025年カンボジアでの歯科ボランティア活動報告」というテーマで濱田先生(保団連研究部員)から話題提供がありました。

カンボジアの歯科環境は、歯科健診はなし、治療を受けるお金はなし、歯ブラシを使う習慣なし、学校内でお菓子が手にはいる(学校の敷地内で業者が販売している)、衛生環境は首都プノンペンなど都市部では劇的に改善されているが、地方や農村部では安全な水や

トイレの普及率が低く、地域格差が大きく、実際はプノンペンでも生水は注意が必要とのこと。子どもたちに口腔清掃の習慣がなく、ほとんどの子どもが口腔崩壊状態で、学校の休み時間や学校終了後にお菓子が買

い食いでいる環境とのことで、口腔衛生支援・指導は、歯科衛生士を中心し、現地の実情に合わせた口腔衛生教育と、実際の知識教育と、実際に歯ブラシなどの清掃器具を用いたの支援・指導を行ったと報告がありました。

午後からは、「口内フローラと全身疾患の関係」医科歯科連携が健康寿命延伸の「カギ」というテーマで植野高章先生(大阪医科薬科大学医学部教授)の記念講演が開催されました。

人体の細胞数のうち約90%が細菌で構成され、口腔内には約500種の細菌が生息しており口腔内微生物が歯性感染症を引き起こし、あるいは代謝産物が全身疾患に影響を与えるとのことでした。医科の先生方から糖尿病、リウマチの患者さんの紹介を受けた際、歯科医師は口腔衛生状態を全身に大きな影響を与えていることを理解して治療にあたる必要があると話されました。

講演終了後は、全体を通じた質疑と交流がフロアおよびWEB参加者で行われ、最後に鶴岡伸保団連研究部長から閉会のあいさつがあり終了となりました。(常任理事 進 武彦)

片頭痛誘発因子などを話されまし。

次に、「2025年カンボジアでの歯科ボランティア活動報告」というテーマで濱田先生(保団連研究部員)から話題提供がありました。

カンボジアの歯科環境は、歯科健診はなし、治療を受けるお金はなし、歯ブラシを使う習慣なし、学校内でお菓子が手にはいる(学校の敷地内で業者が販売している)、衛生環境は首都プノンペンなど都市部では劇的に改善されているが、地方や農村部では安全な水や

トイレの普及率が低く、地域格差が大きく、実際はプノンペンでも生水は注意が必要とのこと。子どもたちに口腔清掃の習慣がなく、ほとんどの子どもが口腔崩壊状態で、学校の休み時間や学校終了後にお菓子が買

い食いでいる環境とのことで、口腔衛生支援・指導は、歯科衛生士を中心し、現地の実情に合わせた口腔衛生教育と、実際の知識教育と、実際に歯ブラシなどの清掃器具を用いたの支援・指導を行ったと報告がありました。

午後からは、「口内フローラと全身疾患の関係」医科歯科連携が健康寿命延伸の「カギ」というテーマで植野高章先生(大阪医科薬科大学医学部教授)の記念講演が開催されました。

人体の細胞数のうち約90%が細菌で構成され、口腔内には約500種の細菌が生息しており口腔内微生物が歯性感染症を引き起こし、あるいは代謝産物が全身疾患に影響を与えるとのことでした。医科の先生方から糖尿病、リウマチの患者さんの紹介を受けた際、歯科医師は口腔衛生状態を全身に大きな影響を与えていることを理解して治療にあたる必要があると話されました。

講演終了後は、全体を通じた質疑と交流がフロアおよびWEB参加者で行われ、最後に鶴岡伸保団連研究部長から閉会のあいさつがあり終了となりました。(常任理事 進 武彦)

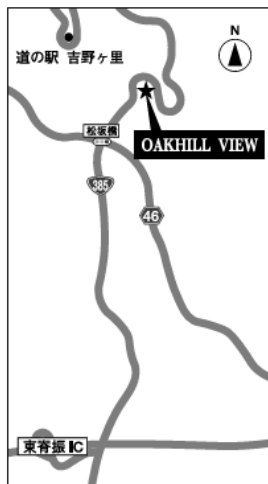
人体の細胞数のうち約90%が細菌で構成され、口腔内には約500種の細菌が生息しており口腔内微生物が歯性感染症を引き起こし、あるいは代謝産物が全身疾患に影響を与えるとのことでした。医科の先生方から糖尿病、リウマチの患者さんの紹介を受けた際、歯科医師は口腔衛生状態を全身に大きな影響を与えていることを理解して治療にあたる必要があると話されました。

スナップショット snap shot!

276

わが家の子どものための夏の過ごし方

カーポートの下のプールで水遊びが子どもたちの夏の恒例行事でしたが、上のお姉ちゃんも小学5年生になったので、今年の夏はプールに入るのは下の子だけになりそうです。(ペンネーム Mac)



舌好のspot

OAKHILL VIEW (オーク ヒル ビュー)

住所: 神埼郡吉野ヶ里町松隈1609-2
電話: 0952-97-5888
営業時間: 10:00~16:00
定休日: 月曜日

東春振インテンションの脇通り、東春振トネルへの上り口手前の右手にある眺めの良い高台に位置するカントリーハウス風のログハウスです。

いわゆる洋食も出すカフェなんです、実は神埼にある時計屋さんの御主人のイギリス趣味が高じてオープンしたという洋食もおいしいのですが、おすすめはアフタヌーンティセット。ティースタンドで提供されるケーキを含む軽食と、コージーに被われた3杯分はあろうかと思われる大きなティーポットに入ったリーフティーが有名ホテルの約半額で楽しめます。ただし提供時間が10時~11時のオープン直後と14時からのカフェタイムのみですのでご注意ください。

11時~14時のランチタイムは特に結構混んでます。



(ペンネーム ダン・ガニー)

会員限定!

ネットで歯科の施設基準研修が受けられます!

ご不明な点は当会までご連絡ください。(事務局)
<https://cypher.ne.jp/ejoin/>



法律相談

点検商法による消費者被害が増えています



佐賀中央法律事務所
佐賀市中央本町1の10
二ノ子元ビル3F
電話0952(25)3121
弁護士 服部 友祐

近時、佐賀県内における消費生活相談件数は年々増加しています。令和7年度の相談件数は、県消費生活センターと市町への相談を合わせて合計8337件にも達しています。

特に相談件数が目立って増加しているのが「点検商法」です。これは「無料点検を行う」と言ってお客を誘い、不要な工事

や交換の必要性をおおっ高額の契約を結ばせる手口です。点検商法の特徴は、標的となる商品が目まぐるしく変化している点にあります。令和6年度は給湯器、令和7年度は「太陽光パネル」、そして令和8年度には「瓦」を対象とした被害事例が多く報告されています。また、最近では事前に全く約束

していないにもかかわらず、「依頼があった」と嘘の口実を設けて無理やり訪問しようとする強引な事業者による被害事例も報告されています。点検商法への対策としては、突然訪ねてきた業者に「安易に点検させない」「ことが最優先になります。その場で契約を迫られてもきつぱりと断り、まずは周囲に相談し

しょう。仮に工事の必要性を感じた場合でも、提示された代金が適正であるか確認するために、必ず複数社から見積もりを取って比較検討してください。

訪問販売は契約書面受領から8日間はクーリングオフが可能です。万が一その場の雰囲気や流されて契約してしまった場合でも、すぐに対処すれば問題ありません。また、当該日数を経過している場合でも、事業者から法律上適切な契約書面を交付されていない場合は、クーリングオフの主張をすることが可能です。

被害に遭ったかもしれないと思った際には、速やかに消費生活センターに相談するか、弁護士にご相談ください。

保険医協会

3大共済制度・斡旋事業等のご案内

3大共済制度 秋の申込受付中！

保険医協会では、人生の3大リスク（傷病、老後、死亡）への備えに3大共済制度を取り扱っております。営利を目的とせず、会員相互の助け合い制度として保険医協会・保団連が運営しているため、割安な保険料と充実した保障内容を実現しています。

ぜひこの機会にご加入・増口をご検討ください。
※各制度の詳細は必ずパンフレットにてご確認ください。

保険医年金



申込受付：9月1日～10月25日 加入日：2027年1月1日

加入者は全国で約4万8,000人
予定利率1.225%（2026年9月時点）

- 自由な積み立て
…「月払」1口1万円で通算30口まで。「一時払」1口50万円で1回40口まで。
…口単位での中途解約・払い込み中断もできます。
- 予定利率（最低保障利率）1.225%。さらに、昨年度は0.269%の配当上乘せがありました。
- 多彩な受け取り方法
…加入5年以上なら、いつからでも希望時に年金受給を開始できます（満期は80歳）。一時金での一括受け取りや「一部を一時金、残りを年金受給」もできます。

保険医休業保障共済保険

申込受付：9月15日～12月31日 加入日：2027年4月1日

入院は初日から、自宅療養は4日目から給付

- 最長730日給付。通算500日までは再発や後遺症でも何度も給付。
 - 保険料は加入時のまま変わりません。
 - 給付は口数と休業期間に応じた定額払い（最大8口まで）。収入額等に左右されません。
- ※健康に異常がある方はご加入いただけない場合があります。

休業されたらすぐご連絡を！

2026年8月度 休業保障共済保険給付実績(佐賀県)

	加入口数	給付日数	給付金額
A先生	5口	5日	¥190,000
B先生	3口	48日	¥1,026,000
C先生	3口	15日	¥306,000
D先生	3口	30日	¥396,000

入院は初日、自宅療養は4日目以降が給付対象です。
請求時効は休業から3年間です。3年以内に休業され、まだご請求いただいていない方は事務局までご連絡ください。

グループ生命保険



申し込みは年中受付

保険金額：本人～6,000万円、配偶者～3,000万円、
子ども300・400万円

- 毎年決算を行い、保険金支払いが少なく剰余金が出れば配当金として加入者に還元。
- 告知のみで申し込みが可能。ただし、健康に異常がある方はご加入いただけない場合があります。

斡旋事業等

医賠償(医師賠償責任保険)

- 開業医・勤務医の方もご加入できます。

自動車・火災保険



- 集団扱いで一般加入よりも保険料が5%割引に。
- 台風や集中豪雨による水災への特約も付けられます。
- 自動車保険は同居家族、別居の扶養家族、従業員、従業員家族もご利用いただけます。

融資制度・がん保険

- 保団連が実施する融資制度（住宅ローン、フリーローン）や当会が実施する会員限定商品「信金deサポート」（運転資金、設備資金、創業資金、事業継承資金、教育ローン、住宅ローン、フリーローン、カードローン、マイカーローン）、がん保険の斡旋。

個別指導時の弁護士帯同

- 個別指導の対象となった場合、個別指導時に弁護士を帯同することができます。当会では帯同実績がある協会顧問弁護士をご紹介します。
- 指導を受けられた先生からは「人権を無視した発言などなく、和やかな自然な流れでの個別指導でした」との感想が寄せられています。

帯同費用 1回 55,000円（消費税込）
（会員価格）（法律事務所での事前打ち合わせ含む）

顧問弁護士 佐賀中央法律事務所

※指導通知が届いたら早めに協会までご連絡ください。

放射線漏洩測定・
個人被ばく線量測定用バッジ

- 医療機関での放射線漏洩測定や個人被ばく線量測定用バッジを、協会会員限定の団体料金（割引料金）にて委託し、会員が院長あるいは法人理事長を務める院所にご紹介しております。料金、測定内容は以下のとおりです。

放射線漏洩測定（測定会社：富士レントゲン）

(金額は税込)	半年(年1回)	年間(年2回)	会員以外(年2回)	内 容
歯 科	9,900円	19,800円	33,000円	・ X線漏洩線量測定 ・ 結果図面および証明書発行 ・ X線設備等の変更時のご相談 ・ X線管理・監査時のご相談
医科(管球数1)	11,000円	22,000円	44,000円	
医科(管球数2)	14,300円	28,600円		
医科(管球数3~4)	16,500円	33,000円		

※月ごとに測定を行う地区が異なります。
決められた月以外のご依頼につきましては、別途、追加料金をご相談いたします。

個人被ばく線量測定用バッジ（ルミネスバッジ）（取扱会社：長瀬ランダウ株式会社）

使用件数	1 件	2 件	3～4件	5～6件
単価(税別)/月	1,200円	1,100円	1,000円	950円
使用件数	7～10件	11～14件	15～19件	20件～
単価(税別)/月	900円	850円	825円	800円

経営 税務

相談コーナー



笹田 毅 先生

質問

この度の熊本地震で義援金や寄附金を支払いました。税務上の取扱いについて教えてください。

回答

被災地の方々や被災地を支援するために義援金や寄附金(以下「義援金」といいます)を支払った場合、税務上「寄附金」として取り扱われます。そして寄附金は、その支払先によって、また、個人によるものか法人によるものかによって取扱いが異なります。

熊本地震の募金の税務上の取扱い

(1) 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部(熊本県や被災した各市町村)に対して義援金を支払った場合

(2) 被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合

(3) 募金団体を通じた義援金

(4) 被災した取引先に対して災害見舞金を支払った場合

この度の熊本地震で義援金や寄附金を支払いました。税務上の取扱いについて教えてください。

被災地の方々や被災地を支援するために義援金や寄附金(以下「義援金」といいます)を支払った場合、税務上「寄附金」として取り扱われます。そして寄附金は、その支払先によって、また、個人によるものか法人によるものかによって取扱いが異なります。

被災地の方々や被災地を支援するために義援金や寄附金(以下「義援金」といいます)を支払った場合、税務上「寄附金」として取り扱われます。そして寄附金は、その支払先によって、また、個人によるものか法人によるものかによって取扱いが異なります。

訃報

篠田 侃 先生

(武雄市・医科)

7月12日にご逝去されました。

享年80歳。

謹んでご冥福を

お祈り申し上げます。

訃報

松尾 純夫 先生

(みやき町・医科)

8月23日にご逝去されました。

享年76歳。

謹んでご冥福を

お祈り申し上げます。

■認定NPO法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例

支払先の区分	個人の方の取扱い (所得税)	法人の取扱い (法人税)
公益社団法人・公益財団法人の場合(その法人の主たる目的である業務に関連するものに限り)	寄附金控除の対象となります(支払先が一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人である場合には寄附金特別控除(税額控除)との選択適用が可能です)。	特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。
NPO法人(認定NPO法人等でないもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない団体の場合	寄附金控除等の対象となりません。	一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。

承継問題もぜひご相談を

当会では承継問題についても積極的にご相談をお受けいたします(会員限定)。顧問税理士がサポートし、必要に応じて専門相談窓口をご案内いたします。ぜひお気軽に当会事務局(TEL0952-29-1933)へお問い合わせください。

保険医協会では防犯カメラ等を会員価格で斡旋しています。お申し込み・お問い合わせは保険医協会入会の上、下記の番号へおかけください(協会会員の方は、会員である旨をお伝えください)。

医療施設・介護施設
企業・工業の管理カメラ
一般住宅向けカメラ

お気軽に電話ください。



西日本防犯設備 TEL.(0952) 65-3138

CCTV(防犯カメラ)建物管理 佐賀市多布施3丁目2-74

定申告書に添付又は提示してください。法人寄附者につきましては、書類として保存しておいてください。

「個人の寄附金控除の額について」

(1) 寄附金控除(所得税除)

個人の方が義援金を寄附した場合、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象になります。

寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額12千円×寄附金控除率(注)特定寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 寄附金特別控除(税額控除)

個人の方が、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金を支出した場合、上記(1)の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。

寄附金特別控除の額は、次の算式によって計算します。

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額12千円×40%×認定NPO法人等寄附金特別控除率(注)右記寄附金の額及びその他の特定寄附金の額の合計金額は総所得金額の40%相当額が限度です。

また、右記寄附金特別控除の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が上限です。

以上の文章は、国税庁「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」を基に作成しています。インターネットで公開されていますので参考にしてください。

協会顧問
笹田毅税理士事務所
092
(781) 2608
笹田 毅

★税務相談に応じて
おります
※内容により別途対応となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

医院のための 労務管理の 基礎知識

264



桂 好志郎 先生

第264回 シニア労災 60歳以上の死傷者、 過去最多

働くシニアが増加し、
労災による死傷者の3割
を高齢者が占める状況
を背景に、労災防止を企
業の努力義務とする改正
労働安全衛生法が4月に
施行されました。

人手不足や経済的理由
から働くシニアは増え続
けており、2025年の
60歳以上の就業者数は約
150万人と全体の2割
を超えました。一方で
高齢者は筋力やバラン
ス感覚の低下、視力の衰
えなどによって思わぬ事
故に巻き込まれやすく、
症状も深刻化しやすい状
況があります。(グラフ

就業上の措置を講じま
しょう。

② 高齢者の状況に応じ
た業務の提供
高齢者の治療と就
業の両立については
「治療と就業の両立支
援指針」に基づく取り
組みに努めましょう。

③ 心身両面にわたる健康
保持増進措置
集団および個々の高
齢者を対象として、
身体機能等の維持向上
のための取り組みを実
施することが望ましい
です。

④ 安全衛生教育
① 高齢者に対する教育
は次のものがあります。

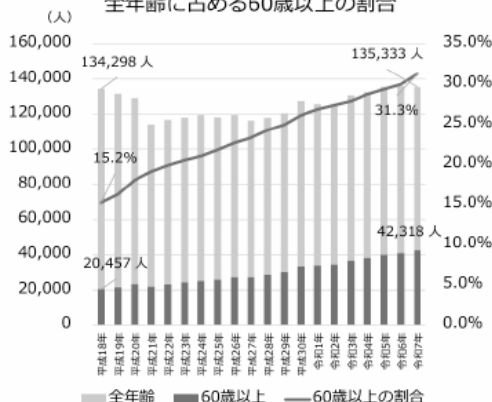
1. 高齢者の健康や体
力の状況に応じた対応
① 個々の高齢者の健康
や体力の状況を踏まえ
た措置
健康や体力の状況を
踏まえて、必要に応じ

安全配慮義務
高齢者の労災防止策
を講じることは努力義務
のため罰則はないものの、
労災が発生した場合に安
全配慮義務を尽くしてい
ないと責任が問われる可
能性もあります。

協会顧問
社会保険労務士
桂 好志郎
TEL 075
(392) 5821

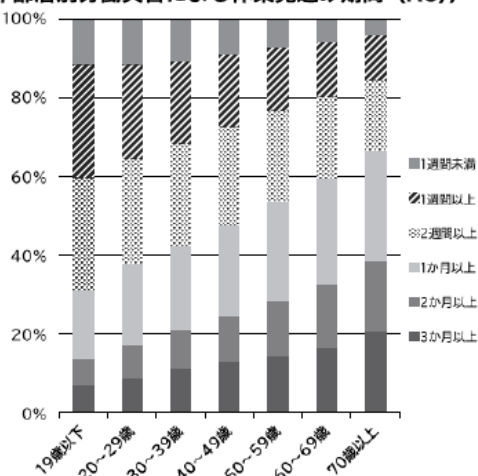
※相談にあたっては、所
定の質問用紙をご使用く
ださい。質問用紙が必要
な場合は協会事務局にご
連絡ください。

〈労働災害による死傷者数〉 全年齢に占める60歳以上の割合



データ出所：労働安全衛生報告書※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
厚生労働省「令和7年 労働災害発生状況について」より

〈年齢層別労働災害による休業見込み期間 (R6)〉



厚生労働省「高齢者の労働災害防止のための指針
(エイジフレンドリー指針)」を策定しました」より

今後の研究会などのスケジュール

☆歯の供養祭

日時：10月8日(木) 13:30~14:15
会場：潮音寺(佐賀市神園2-5-15)
※どなたでもご参加できます。

☆歯科研究会(オンライン併用)

『診断からSPTまで 歯周治療を成功に導くロード
マップ ~令和8年改定「歯周病継続支援治療」を見据え
た臨床実践~』

講師：吉永 泰周 先生(福岡歯科大学教授)
日時：10月8日(木) 19:30~21:00
会場：アバンセ第3研修室+WEB(ZOOM 配信)
申込方法：会場参加⇒FAX またはメール
オンライン⇒二次元コードまたはURL



https://x.gd/qTo82

☆医科研究会(オンライン併用)

『腎予後を改善し得る時代の糖尿病関連腎臓病管理
—LTEPとLSEAスコアの実践的活用—』
講師：中澤 純 先生(市立大津市民病院 内科診療部長(腎臓内科部門)
兼 血液浄化部診療部長)

日時：10月16日(金) 19:30~21:00
会場：アバンセ第3研修室+WEB(ZOOM 配信)
申込方法：会場参加⇒FAX またはメール
オンライン⇒二次元コードまたはURL https://x.gd/20261016jn
※日医生涯教育制度認定講座(76・1.5)
※佐賀県医師会推薦糖尿病医療機関制度関連講座



詳細や申込方法は案内チラシまたはホームページにてご確認ください。

☆文化交流会(料理教室) ※要事前申込、定員になり次第締め切り
『お野菜たっぷり秋のマクロビワンプレート教室』
講師：長島 慶子 氏(北九州 マクロビオティックスクール『アンジェ
リカ』主催)

日時：10月24日(土) 15:00~18:00
会場：アバンセ調理実習室
対象：会員の医師・歯科医師
参加費用：2,000円(材料費込み)
申込方法：10月16日(金)までに当協会へTEL・FAX・E-mailにて
申し込み

☆歯科研究会 ※要事前申込

『医療安全対策等学習会』

(「歯初診」「口管強」「外感染1,2」「外安全1」「歯援診」の施設基準
対応講演会)

講師：黒川 英雄 先生(ガーデン歯科クリニック 口腔外科センター
センター長)

日時：10月31日(土) 15:00~18:00
会場：アバンセ第3研修室 ※WEBなし
対象：会員の歯科医師
申込方法：FAX またはメールにて申し込み
※会員の歯科医師には受講証明書を発行します。遅刻・早退者には受講
証明書は発行できません。

オンラインで参加可能な各地の保険医協会の学習会では、
保団連の「研究会交流サイト」で詳しく案内しています。
右のQRコードよりご確認ください。

